

東海第二原発差止訴訟
新裁判官への原告らプレゼンテーション

争点の整理と裁判進行への要請
年次計画ならびに残りの主張予定

2018.5.18 水戸地裁進行協議

東海第二原発運転差止訴訟原告側

- 1 本日のプレゼンの目的
- 2 請求の趣旨と被告らの動きの進展
- 3 裁判の経過と争点および反論状況
- 4 今年中に許認可処分が予定されていること
- 5 裁判進行への要請
- 6 残りの主張の補充予定

1 本日のプレゼンの目的

- 1 新しい裁判官（合議体）とのはじめての進行協議
- 2 これまでの裁判進捗の状況・争点をできるだけわかりやすく丁寧に報告する
（原告側主張の骨子と被告らの反論状況）
- 3 再稼働に向けた状況と原告ら主張終了予定、判決期日の要請、および訴訟進行の年次計画の提案
- 4 残りの主張補充予定

2 請求の趣旨と被告らの動きの進展・予定

【請求の趣旨】

請求 1（行政訴訟） 設置許可無効確認

請求 2（行政訴訟） 停止命令義務づけ→設置変更許可差止

請求 3（民事訴訟） 人格権にもとづく運転差止

【「訴状」の主張骨子】

- 1 はじめに（第1章）
- 2 本件訴訟の法的根拠（第2章）
- 3 被告国による原子力政策の問題点（第3章）
- 4 民事差し止め訴訟の立証責任（第4章）
- 5 原発の仕組みと放射能の危険性（第5章）
- 6 福島第一原発事故の真相（第6章）
- 7 地震と津波の危険性について（第7章）
- 8 東海第二原発を襲う地震と津波（第8章）
- 9 東海第二原発は老朽原発（第9章）
- 10 安全指針が想定する事態を超えて過酷事故が発生する（第10章）
- 11 東海第二原発で過酷事故が発生した場合の恐怖（第11章）
- 12 電力需給は原発運転再開の理由とならない（第12章）

【被告らの動きの経過および予定される事態】

2012.7 提訴

2012.6 原子炉等規制法改正

2012.9 原子力規制委員会発足

2013.6 設置許可基準規則制定（新規制基準）

2014.5 被告原電 設置変更許可申請

2014.12 訴えの趣旨第2項変更

2017.10 規制委、東海第二 主な審査終了宣言

2017.11 被告原電 運転期間延長認可申請

2018.6～ 設置変更許可・工事計画認可・保安規定認可予定

～2018.11 運転期間延長認可予定

2018.11 東海第二原発運転期間40年

2021.3 原電工事完了予定 再稼働

3 裁判の経過と争点および反論状況

本件裁判のこれまでの経過（全体）

【裁判の進行状況（経過）】 別表1参照

年度	動き	期日	主張および裁判の進行
2012年	炉規法改正	1(1回)	(提訴) 訴状、答弁書
2013年	新規制基準	2~5 (4回)	司法判断枠組み、新旧基準の問題点 被害論の主張
2014年	原電 設置変更 許可申請	6~9 (4回)	立地審査の基準欠落、経理的基礎がない こと、地震動・津波想定欠陥 被災時プラント安全設備の機能欠陥 [中間争点整理(裁判所)]
2015年		10~12 (3回)	裁判官交代、弁論更新、 請求趣旨変更をめぐって 地震動策定方法の欠陥
2016年		13~16 (4回)	スクラム時計装系電源設計の欠陥 トラブル情報と老朽化および保守管理能力
2017年	原電 運転期間 延長認可申請	17~20 (4回)	老朽化の兆候および対策の欠陥 シビアアクシデント対策の不備 耐震裕度なし、再処理施設との複合災害

原告らが裁判所に求めたこと

- 1 原告は東日本一帯の住民であり、2011年の原発事故による汚染によって被害（被ばく、健康不安、農地・海の汚染ほか）を受けた者であり、二度と被ばく・汚染、住民の暮らしを破壊されないために司法に訴えるものである。
- 2 原発事故による国民的災害を経験した後の司法判断として被害の深刻さを受け止めた司法判断をしてほしい。
- 3 規制委員会での審査にかかわらず、この法廷で本件原発の安全性を審査し、三権分立の府として司法の独立した判断を下してほしい。

【請求3（民事）人格権にもとづく差止】別表2参照

主張と争点	原告ら主張(書面)	反論の状況	
①求められる安全性の程度	求釈明、(12)	釈明	
司法審査のあり方(判断枠組み)	(17)(26)(38)	(4)	
基準自体の不備・欠落 および審査の過誤・欠落	(1)(6)(10)(18)(34)	なし	
②自然災害への対策不備	地震	(11)(28)(7)(51)(30)	(2)(6)
	津波	(5)(14)(32)(59)	(2)
	火山	補充予定(補)	
安全設備の不備(電源・計装)	求釈明、(15)(27)(29)(33) (39)(46)	(1)(5)(7) 釈明・反論	
老朽化、設計設備の旧さ	(41)(42)(45)(50)(57)(58)	(8)(9)	
③シビアアクシデント対策の不備	(47)(54)、補	未	
経理的基礎の欠如	(2)(20)(55)、補	(3)	
放出時の対策不備	(16)(48)(49)、補		
④重大事故が起きた時の被害 (人格権侵害)の甚大さ	(3)(4)(8)(9)(13)(19)(21)(22)(31)(35) (36)(37)(40)(43)(44)(52)(56)(60)	なし	

(被告日本原電の反論・主張の状況)

1 「再稼働決定したわけでない」「会社の判断は聞いていない」としながら、設置変更許可申請、運転期間延長申請を行い、裁判には事後報告としてきた。

2 被告日本原電は、規制委員会審査で審査中あるいは指摘を受けて変更があるとして、審査を待ってのちの主張を行ってきた。

原告らの具体的危険性の主張に対して、その安全性を積極的に主張・立証していない。

これは行政審査を優先させ、自らの安全確保について法廷で主張・立証せず、司法の独立した判断を「先延ばし」させて無効化させ、再稼働を既成事実化するやり方である。

【請求1・2（行政）許可無効確認、変更許可差止】 別表3参照

主張と争点	原告ら主張補充(書面)	反論の状況
1 設置許可無効確認	(18)	(1) (2) (3) (4) (5)
2 設置変更許可取消	訴え変更、(25)	(8)
①基準自体に不合理がある	過程(1) (6)、全般(10) (23)、地震動(11) (28)、津波(5)、5層欠落(16) (34)	規則体系(7)、地震(9) (16)、津波(17)、共通要因故障(12)、立地(13)、電源(18)、重大事故対策(10)、5層(11)
②審査に重大な過誤・欠落がある	耐震設計(7) (30) (51)、耐津波(14) (32) (59)、電源(39) (46)、SA対策(47) (54)、5層(48) (49)、経理的基礎(2) (20) (24) (55)、老朽化(41) (53) (58) (42) (50) (45) (57) 計装系電源設計(29) (33)	原告主張失効の主張のみ(5) (15)
③重大事故が起きた時の被害(人格権侵害)の甚大さ	(3) (4) (8) (9) (13) (19) (21) (22) (31) (35) (36) (37) (40) (43) (44) (52) (56) (60)	なし

(被告国の反論・主張の状況)

- 1 国は2015年3月の第8準備書面で「被告会社は本件設置変更許可申請を行ったが、・・・規制委委員会における審査がすすんでいない状況等からすれば、**本件設置変更許可処分がされる蓋然性は認められない**」として原告らの設置変更許可処分差止の訴えは失効と主張。
規制基準の合理性については反論するものの、本件原発の具体的危険性に係る原告らの主張に対しては、その基準適合性・審査の合理性をまったく主張・立証していない。
- 2 しかし、国・規制委員会は、運転期間40年が迫った本年2018年11月までに本件原発の設置変更許可処分を出す予定とされ、住民らの訴えを無効化させるなし崩し的な訴訟対応である。
- 3 設置許可処分執行を直前にして、被告国に本件原発に係る具体的な反論・主張の時間的余裕はすでにない。

【裁判上の課題】

- 1 認否・反論の不足
- 2 議論がかみ合っておらず、至急主張の「突き合わせ」、争点整理作業が必要であること
- 3 行政処分により権利保護に係る時間が逼迫していること

4 今年中に許認可処分が予定されていること

国・規制委員会は、日本原電の申請補正をうけて
40年期日前日の本年2018年11月27日までに

- ①設置変更許可処分（7月）
- ②工事計画認可処分（10月）
- ③保安規定認可処分（11月）
- ④運転期間延長認可処分（11/28前）

を出す予定とされる。

5 裁判進行への要請

【訴訟進行に係る裁判所への要請】

- 1 本年11月までに被告国による許認可処分が出され、被告原電による工事着工が計画されている状況で、人格権侵害がさし迫っており、早期の司法判断を求める。
- 2 原告らは本年（12月）をもって主張の補充を終了する予定である。本年12月には「立証計画」ならびに証人申請を行う予定である。
- 3 2019年度は証人尋問ならびに本件発電所・周辺施設の現地検証をおこない、審理終了としたい。
- 4 2020年度中の判決を求める。

【訴訟進行の年次計画の提案】

年度	動き	期日	主張および裁判の進行
2018年	許認可 処分	4回 +α	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判官交代 ・争点整理 ・主張補充終了 ・立証計画、証人申請
2019年		4回 +α	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問 ・現地検証（東海第二・周辺、福島） ・最終準備書面 ・結審
2020年	2021.3 工事完了		判決

【訴訟進行に向けた提案】

2018年度新しい裁判官の双方の主張理解と争点整理・かみ合わせのために7月～11月にかけて弁論期日とは別に、

- ①裁判官からの質問に対する説明の場
- ②争点整理・かみ合わせのための進行協議

を集中しておこなう場を設けることを提案する。

6 残りの主張の補充予定

【残りの主張補充予定】

- 1 論点については「火山対策の不備」について主な補充とする。
 - 2 その他、すでに主張している論点の補充
 - 1) 被害論（人格権侵害の諸相）の「まとめ」
 - 2) 被告日本原電には安全対策費調達の経理的基礎がないこと、ならびに被告国の経理的基礎に係る審査の過誤・欠落について
 - 3) 求められる安全性の考え方とシビアアクシデント対策の不備についての補充
 - 5) 自然災害を受けた際の隣接再処理施設との同時複合災害への対応が想定されていないことの補充
 - 6) 事故あるときの住民避難の困難性と被害・損害の甚大さ ほか
- 以上を本年12月期日に主張予定とし、終了とする予定である。